

▼日程第1 一般質問

〔今泉藤一郎議長〕 日程第1 これより前日に引き続き、一般質問を行います。6番議員 樋渡徹君。

〔6番 樋渡徹君〕 皆さんおはようございます。ただ今、議長の承認を得ましたので、6番議員 樋渡徹、通告に従い一般質問をさせていただきます。本日の質問事項は、1、避難支援のための名簿条例制定について。2番、住宅確保要配慮者の扱いについて。3、大山小の体育館屋根の長寿命化について。4、町内道路の自動車事故防止についてを質問いたします。まず、1番目ですが、避難支援のための名簿条例制定についてでございます。東日本大震災後の2013年に災害対策基本法が改正され、自力避難が難しい住民をリストアップする避難行動要支援者名簿の作成が全市区町村に義務付けをされました。在宅で要介護認定を受けた人や身体障害者手帳保持者などが対象となっております。国は21年の災害対策基本法改正で避難行動要支援者について個別避難計画の作成を市町村の努力義務と決めました。要支援者一人ごとに本人や社会福祉協議会など関係者と調整しながら最寄りの避難所や支援者などを記載することとなっております。先に玄海町は災害時に手助けが必要な障害者や高齢者を対象に本人に拒否されない限り氏名や住所などの情報を区長ら地域の関係者に提供できる条例を佐賀県内の自治体では初めて制定されております。本年7月1日に施行されております。玄海町の場合、消防庁のまとめによりますと、本年、施行される前ですけど、本年の1月1日現在ですが、玄海町の避難行動要支援者名簿登録者は775人で、本人の同意を得て名簿情報を提供しているのは253人であり、同意率は32.6%となっていました。区長や民生委員から要支援者の実施をしっかりと把握したいとの声が寄せられ、町は昨年から条例制定の検討をなされていたということでもあります。条例では障害の内容や程度など、自分の情報は提供してほしくないという対象者もいるため、情報提供を拒否できる仕組みが設けられております。そこで一番目の質問ですが、以前にですね、5番議員さんからも同様の質問が出されたと思いますが、その後、町での検討など現況はどうなっておりますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 健康福祉課長。

〔川崎健康福祉課長〕 お答えいたします。避難行動要支援者名簿の登録対象者につきましては、要介護認定者、身体障害者手帳1級、2級保持者、療育手帳A所持者、難病患者及び一人暮らしの方や高齢者など自ら名簿への掲載を希望し、町が認めた方となります。有田町の避難行動要支援者名簿への掲載者数は令和5年7月31日現在で489人、そのうち本人の同意を得て名

簿の提供をしている方は385人となり同意率は78.7%となっております。この数値は県内でも高い方だと思っております。新たに名簿掲載の対象者となった方や不同意書を提出された方には1月に案内文書を発送し、毎年意向を確認をしております。それを元に3月末に名簿を更新し、年度初めに同意を得た方の名簿を避難支援に携わる関係機関へ提供をしております。以上です。

〔6番 樋渡徹君〕玄海町の場合は32.6%となっていたわけですけど、本町では78.7%で、玄海町に比べれば随分高いなという印象はありますけども。対象者489人に対して、385人ということで、100名程この名簿に記載されていないということですよね。100人ぐらいだったと思うのか、100人もいらっしゃると思うのかは考えるところが必要だと思うんですけども。私は今の答弁を聞いてですねそういうふうに感じました。次に質問の2ですけども、条例が制定された場合の効果はどのように思われておりますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕健康福祉課長。

〔川崎健康福祉課長〕条例を制定した場合に考えられる効果といたしましては、名簿提供率の上昇が見込まれます。それにより現在不同意者を除く方への避難情報の声かけや安否確認、避難支援を行うことができるようになります。また明文化することによって避難行動への町民の関心が高まり地域での支え合い、助け合いの意識向上が期待をされると思っております。

〔6番 樋渡徹君〕ありがとうございます。条例が制定された場合は、名簿提供率は上昇は当然見込まれるわけですね。それから安全な避難を関係者と一緒に考えることが目的であります、支え合いの意識も高められるのではないかと思います。さらに高齢化や独居高齢者世帯の増加などが進み、地域での助け合いは重要であると思います。要支援者の状況も1年毎に変化をいたします。亡くなられる方が出てくるとか、新たに要支援者が出てくるとかですね、変化すると思います。計画策定は簡単ではないと思いますが、内容の充実に向けた普段の取り組みは必要と、必須ではないかと思っております。そこで、この条例を作った方が良いんじゃないかと思ったわけですけども、町の考えはいかがでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕健康福祉課長。

〔川崎健康福祉課長〕今、議員さんからご質問がありましてとおり、県内では玄海町の1町と策定がなっております。県内の状況等考慮いたしまして、もうちょっと検討をさせて頂きたいと思っております。

〔6番 樋渡徹君〕よろしく願いいたします。次に質問事項2番の住宅確保要配慮者の扱いにつ

いて質問をいたします。住宅は国民の健康で文化的な生活を実現する上で不可欠な基盤であるが、住宅確保要配慮者と言われる人に対して賃貸住宅が十分に供給されていない民間賃貸住宅市町において入居制限が行われていることと、適切な規模、行動等の賃貸住宅の確保を困難にする特別な事情等が存在し、その居住水準が比較的低い状況にある場合が少なくないことから住生活基本法においても住宅確保要配慮者の居住の安定の確保が住宅政策の基本理念の一つとして位置づけられているところであります。このような状況に鑑み、平成19年7月に交付及び施行された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律においては、これら住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために、国及び地方公共団体の責務等が規定されました。また、平成29年10月には、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律が施行され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等が創設されたところであります。そこで、まず、この住宅確保要配慮者とは、どのような人を言うのかをお答えください。

〔今泉藤一郎議長〕建設課長。

〔館林建設課長〕お答えいたします。まず、国が定めた法律である住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、第2条1項から6項に記載されておりますが、その中で災害等により災害が消失、もしくは損傷した方や高齢者、障害者基本法に規定する障害者、子育て支援の収入が一定額を超えない方などとされております。また、その方達以外にも住宅の確保に特に配慮を要するものとして、国土交通省令で定める方とされております。

〔6番 樋渡徹君〕ありがとうございます。ここにですね、住宅確保要配慮者の検討会の内容を出しているんですけど。これは本年の7月、6月末ですかね、総理の方から指示がありまして、従来よりもですね、なんていいですか、今後海外からの引揚者とか、それから新婚世帯、原子爆弾被災者、被爆者、それから戦傷病者、児童養護施設の退所者、それからLGBTといわれる、レスビアンとか、ゲイとか、バイセクシャル、トランスジェンダー等ですね、とか、Uターン、Iターン、Jターンによる転入者ですね。これらの人に対して生活支援等を行う等、多様な属性の人が住宅確保要配慮者に含まれるということで、従来は国土交通省のみが、国土交通省の住宅局というところが所管であったわけですけども。近年は、いわゆる犯罪を起こした人が刑を重ねてしたとかの人とか、先程申しましたような人も含まれるようになったために、国土交通省は住宅局、それから厚生労働省にも関係しますので、厚生労働省は社会援護局と老健局、それから法務省については保護局と矯正局というところが関わっての検討をするように

指示があっておりまして、今、モニターに出しているような検討がなされているところです。趣旨としては、生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親世帯、それから刑務所出所者などの住宅の確保に配慮を要する方々が安心して生活を送るためには生活の基盤となる住まいを確保する必要が重要であるということでもあります。これまで住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るための住宅セーフティーネット制度や生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援制度等により住宅確保要配慮者の住まいの確保や居住支援の取り組みは進められてきたところでもあります。今後、単身高齢世帯等の増加により住宅確保要配慮者の賃貸住宅への居住ニーズは高まる見込みであることに加え、居住が不安定な状況に陥りやすい方々が潜在的に多いことがコロナ禍で顕在化したことなどを踏まえ、住宅セーフティーネットの機能を一層強化するために住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保や住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援機能等の在り方を検討していく必要があるということでもあります。このため、福祉介護分野、住宅分野及び刑事司法分野をそれぞれ所管する厚生省、国土交通省及び法務省の関係局が合同によって検討会を設置されたということでもあります。そこで、質問の第2番目ですけども、住宅セーフティーネットをどのように認識されているかをお尋ねいたします。

〔今泉藤一郎議長〕建設課長。

〔館林建設課長〕お答えいたします。先程議員さんが仰られたように、社会問題化されている中におきまして住宅確保要配慮者は今後も増加する見込みです。一方で、民間の空家、空き室は増加していくことから、それらを活用して住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的として、国が平成29年度に設立された制度というふうに認識をしております。

〔6番 樋渡徹君〕3番目に、本町での住宅確保要配慮者の現状、人数等をどう認識なさっているのかをお伺いいたします。

〔今泉藤一郎議長〕健康福祉課長。

〔川崎健康福祉課長〕お答えいたします。住宅確保要配慮者の定義というものが幅が広いという意味で、誰もが住宅確保要配慮者になりえる可能性があるということを認識をしております。現状では、高齢者65歳以上の方、障害者、子どもを養育している方は把握はできるところではありますけれども、住宅にお困りになっておられる方が実際どれくらいいらっしゃるのかは把握はできておりません。しかしながら社会福祉協議会また健康福祉課を中心に他関係機関と連携しながら困りごとの相談窓口として相談を受けていきたいとは思っております。

〔6番 樋渡徹君〕ありがとうございます。本年でも、本町でも冬の時期は異常に寒い期間がそんなに長い期間ではなかったんですけどもありましたし、さらに7月から8月にかけては記録的に異常に暑い日がありました。8050問題として、取り上げられているような家族も増えているわけですけども。高齢化された親がですね亡くなられた後に子どもさんは先代からの住居を引き継いでというか、そこに住まわれているわけですけども、年数が経っている住居については、住居が傷んでいるとか、あるいは私も知っておりますが、お風呂もないような世帯も存在するわけですね。そこでそういう具体例があるわけですけども。そういうことがありますもんで、この問題をちょっと取り上げたわけですけども。次の質問に移りたいと思います。4番目として低額所得者の所得金額という項目が出てきたんですけども、この金額はいくらでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕建設課長。

〔館林建設課長〕お答えいたします。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の第1条に基づき計算された額であり、家族構成により異なることから一概には額は言えませんが、同規則の第2条国土交通省令で定める額としましては、15万8,000円とされております。

〔6番 樋渡徹君〕15万8,000円ということですね。次に、5番目として、今後の住宅確保要配慮者への住宅を貸与する際の問題点、どのような問題があるかの認識はどのように思っていますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕建設課長。

〔館林建設課長〕建設課の認識ですけども、住宅確保要配慮者と住宅を貸し与える側とが、いかに良好な関係を築くことができるかが一番の問題点と認識しております。例えばやはり家賃の滞納、身寄りのない高齢者、孤独死や亡くなった後の遺体の引き取り手がいない、さらには住宅を貸し与える貸与する側の配慮者に対する理解、あと保証人の問題等などなどが考えられると思います。

〔6番 樋渡徹君〕保証人の問題については、なんか法改正が若干あるようなことは記載があったような気がします。近年家庭の状況も変化しており、過去には3世代家族が普通にありましたわけですけども、国内では単身世帯が3分の1に迫るような増加になっているという状況もお聞きしております。再来年には団塊の世代が全て後期高齢者になる2025年問題も存在するわけです。有田町は都会に比べると戸建て住宅住まいの方が多いとは思いますが、住居も年数

が経つと傷みも出てくるわけです。そこで町内に600戸を超える空家など長期の住まい人なしで取り壊し処分されている家屋も見受けられるわけですが、今後の課題として有効利用などの検討はなされているのかというふうにちょっと感じます。また、子育てに関する支援などについては、国の方針もあり、既にいろいろな支援策は講じられておりますが、高齢者に対する支援も今後必要になってくると思います。子どものことも大事なんですけども、今を支えて来られた大人ですね、高齢者のこともやはり同等に大事ではないかと思うところであります。そこで次の質問に移りますが、6番目として、今後のセーフティーネット等の課題や検討状況、1番目として、今申しました、町内の単身世帯は何人ぐらいいらっしゃいますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕健康福祉課長。

〔川崎健康福祉課長〕町内の単身世帯数につきましては、9月4日の住民基本台帳上の数値をお答えいたします。町内の単身世帯数は1,295人、また65歳以上の単身世帯数は948人となっております。以上です。

〔6番 樋渡徹君〕ありがとうございます。次に、課題や検討状況は、検討はなさっておりますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕健康福祉課長。

〔川崎健康福祉課長〕課題といたしましては、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るために賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供、また相談などを実施する法人として県が指定する居住支援法人が佐賀県内に少なく、佐賀市内やその近隣の市でしか実施をされていない現状がございます。賃貸人と住宅確保要配慮者を結びつけることが重要であるため、まずは制度の普及啓発が最重要であり、相談窓口をはじめ制度全体の理解促進を進めていきたいと考えております。以上です。

〔6番 樋渡徹君〕この件について町長なんか所感がありましたお願いいたします。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕今、課長が申したとおりだなと思っております。

〔6番 樋渡徹君〕わかりました。次の項目に移ります。大山小学校の体育館屋根の長寿命化についてであります。私は大山小学校からすごく近いところに住んでおりまして、朝、車で家を出る時いつも屋根の状況が目に入りまして、これが鉄板だったら段々穴が空いていくんじゃないかということをいつも気にかかっているわけなんですけども。大山小学校の体育館はですね、玄海

原発事故時の伊万里市からの避難受け入れ場所にも指定されていると思います。現状維持のために塗装をしてあまり今後お金がかからないようにした方が良くないじゃないかと思うんですけど。今、小中学校適正規模適正配置審議会も開かれておりまして、どういうふうになるのかちょっと分かりませんが結論が出てから建て替えまでは少なくとも10年は必要じゃないかと思うんですけど。その間、できるだけ持つようにですね、手当てというか、そういうのは考えられていないのでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 学校教育課長。

〔福山学校教育課長〕 大山小学校の体育館の件についての維持についてちょっとお答えしたいというふうに思います。大山小学校の体育館につきましては、近年の補修状況などを含めて今後の維持に関する予定について説明をさせて頂きたいと思います。大山小学校体育館は、昭和58年に完成して今年度で40年を迎えるというふうになります。近年の補修の状況ですけれども、令和3年度に玄関屋根の雨漏りの修繕、それから体育館の照明をLED化にしております。また、昨年の令和4年度に床の研磨を行っております。体育館の屋根につきましては、現時点では雨漏りの確認はされておられませんけれども、写真のように高いところから見た場合、茶色く錆が目立つ状況ではありますので補修の計画をしているところでございます。補修の方法につきましては、塗装ではなくカバー工法、いわゆる被せ工法ですね。による計画を今のところしている状況でございます。以上です。

〔6番 樋渡徹君〕 上に被せた方がお金が少なくて済むんですか。

〔今泉藤一郎議長〕 学校教育課長。

〔福山学校教育課長〕 ちょっとここまで錆がきておりますので基本的に塗装だけでは多分カバーはできないと思いますので、基本的に体育館の場合は被せ工法が今ちょっと主流になっておりますのでそういったところで進めているところでございます。

〔6番 樋渡徹君〕 わかりました。4番目の項目に移ります。町内道路の自動車事故防止についてということで、優先道路の明確化についてちょっとお尋ねをしたいんですけど。実はこれ楠木原の左のフェンスの方がコミュニティセンターになっているところです。ここがですね、よく事故が起きるということをお聞きしまして、これは地区の問題でありますから私は区長さんに頼んだらいいかなとは思ったんですけども、切楠道路のほかの地域もちょっと見たところですね、ここだけの問題ではないのかなと思ったもんですから今回質問に加えさせて頂きました。他の交差点というのは、比較的危ないかなと思われるところは私は2点あるかなと思いまし

た。1つは、上内野です。向こうに行っているのが切楠道路で。左側が蔵宿の方から上がってくる道路ですけども。ここはですね、割と白線がきれいに見えてまして、左方向と右方向が一時停止になっております。それからここは正面が切楠道路で、左側が立部の方、ブリスの方から上がってきた道のずっと山の方に行った交差点ですけども。ここは一つは白線が非常に薄くなっている。そして、ここは左右の方向は多分これ、多分というか、一時停止のマークがないので、ここ一時停止にした方がどっちが優先かということとはちょっと交通状況とかを勘案して決められると思いますけども、その検討をなされたらどうかと思います。それからここはよく事故が起きるという要因をちょっと考えてみたんですけども。ここは速度制限は40kmです。上本の奥手の方が上本村になりますけども。手前が佐世保の方に行くところですけど。上本からのこの辺りが道路が非常に広くて私もちょっと危ないかなと感じたんですけども。右手の方から入って、例えば左の方に右折する時に、まだ来てないなって思っても発進するとですね60kmとか70kmぐらいでブーっと来られる車があるので、それで事故が起きるのかなというふうに感じました。それで地元の方とちょっとお話する機会もあったんですけども。このところに横断歩道を付けたらどうかということで、今なんか申請がされているかどうかわかりませんが、そういう話をちょっとされたんですけど。そういうことで優先道路の明確化と、こういう事故防止のためのなんか処置ができないかということでお尋ねをいたします。

〔今泉藤一郎議長〕建設課長。

〔舘林建設課長〕お答えいたします。ちょっと道路管理者の立場から答弁させていただきます。一応、優先道路というものは、町内道路であれば佐賀県の公安委員会が交差点の形状、将来の交通量等を配慮しながら予測しながら決定されるものと認識しております。ということで、道路管理者の方で優先道路を決めることはできないという形になっております。今の現状で、町内のちょっと交差点というか、切楠道路についてのみ、ちょっと現地を確認に行きました。そういったなかでは、やっぱり交差点がかなり切楠線の方もありまして、その中においてどうしても線が消えていたりするところがありました。ということで、危険性の高いところから優先順位を付けて引き直しをしていきたいと思います。ただ一つだけ、停止線、横断歩道については、あくまでも先ほど申し上げたように公安委員会の管轄となりますので、そこについてはちょっと道路管理者でちょっとなかなか引くことができないという形になります。もう一つ、先程、楠木原のコミュニティセンター前の横断歩道ですけども。現在、歩行者がたまるスペースの用地買収を行っており、ほぼ登記が済みましたので、今後歩行者だまりの確保整備を行い、

横断歩道を年度内で設置していきたいと考えております。

〔6番 樋渡徹君〕そういう、なんかな、一時停止を付けてくださいとか、公安委員会に町の方から申し入れをすると優先的にやってくれることはあるんでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕建設課長。

〔館林建設課長〕建設課の方として一応総務課さんの方で集約して申請はされておりますけども、公安委員会さんとか地元からでもですけども、停止線を引くということは、当然ですけど、反則切符を切られるような形になりますので、なかなか住民の人たちも規制をかけてくれとはなかなか言いづらかったりされる地区が多いかと思います。でも要望があった場合は、申請だけは、最終決定は公安委員会ということになります。

〔6番 樋渡徹君〕警察としては違反者をできるだけ捕まえた方が反則金が稼げるということですかね。すみません、余計なことを申しました。以上で、本日予定しておりました一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔今泉藤一郎議長〕6番議員 樋渡徹君の一般質問が終わりました。10分ほど休憩いたします。再開を10時50分といたします。

【休憩10：38】

【再開10：50】

〔今泉藤一郎議長〕再開します。14番議員 藤誠一郎君。

〔14番 藤誠一郎君〕ただ今、議長の許可を頂きましたので通告に従いまして一般質問入りたいと思います。ちょっと喉の調子がようやく治ってきましてですね、声が出るようになりましたので、よろしくお願い申し上げます。昨年12月、都市景観やインフラの視点で有田町の環境整備、トラブル回避できるような景観条例制定や見直しについて全体的な課題で質疑を申し上げました。本日は私自身がですね最重要拠点地と考えております。南川原エリア、南山、通称南川原っていいですが、今後の整備方針について、また最後には有田町的生活基盤は問題が生じないかという視点で質疑をさせていただきます。町長、副町長よろしくお願い申し上げます。最近の社会的背景の中で、国土交通省、こういう統計資料がございます。人中心の道路空間の創出という形で2040年道路政策ビジョン。今、道路の景色を変えていくの取り組みの中、令和5年8月9日、先月でございますが、社会資本整備審議会 道路分科会「基本政策部会」の提言の中で、中長期的な政策審議内容、先程申し上げました、人中心の道路空間の創出に沿っ

て考えてみますと、観光、産業、目的だけではなく、有田町の暮らし、文化を支えるための主要道路、周辺を新たに整備、準備や計画をしていく必要があるのではないかと考えております。そこで町道101南原三領石線の道路整備についてでございますが、この町道は国道33号線からですね、西北に位置しておりますが、南原、南山、そして波佐見町の村木にある三領石につながる歴史ある山道でございます。「やまみち」と書きまして山道でございます。江戸時代の大村藩、佐賀鍋島藩、平戸藩の三藩の境界となる石碑がここに、これですね、見たことがあられる方もいらっしゃるだろうし、もちろん初めての方もいらっしゃると思いますが、現在残っております。モニターの中でですね、地図を見て頂いておりますが、柿右衛門窯、井上萬二窯、そして南山茶畑のアクセスできる主要道路でもあります。過去数回の道路整備事業を行い、拡幅されてきましたが約500m、これですね、500mの道路工事が途中で断念された経緯もあります。再整備化の実現性という視点で南山地区の歴史的背景を含めた今までの道路整備の経緯についてまず説明を求めたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕建設課長。

〔館林建設課長〕それではお答えいたします。当路線、南原三領石線の通る南山地区は、国指定の柿右衛門窯跡など、中世近世の古窯跡が点在しており、陶器から磁器への移り変わりや色絵、磁器生産に関わった窯跡として有田焼生産の変遷過程を随所に伺い知ることができる有田の歴史的風土を色濃く残す地区です。また、山野と清流の豊かな自然景観の中に重要無形文化財の窯元や人間国宝の窯元などの営みがあり、現在まで有田の重要な観光資源の一つとなっているところです。しかしながら現状としては、生活道路、観光基盤の整備が不十分であったため、住民や当地区を訪れられた観光客に通行上の不便さを与えるなどの支障をきたし、この地区の特性を生かされていませんでした。そこでこの地区遺産の活用と地域経済の活性化を目的に、まず南山地区の開発の骨格となります幹線道路の整備の在り方を平成11年度から地域住民の活動として展開されました。その後、約2年間をかけて南山地区の将来まちづくりに向けた道路整備構想が検討され、その中におきまして整備のルート検討を行った結果、既に当時は古窯跡跡を通るルートが都市計画道路として設定されておりましたが、歴史的文化財法の観点と観光資源の立場から現在の道路区域を有効活用することによる現道拡幅という形で道路整備を行うことで住民の同意が得られたことから都市計画道路の計画変更を行い、平成14年度から事業へ着手し、その後7ヶ年もの歳月をかけ、平成27ヶ年もの歳月をかけ、平成20年度をもって、現在の、国道ですね。国道35号線から陶陽台の入口、今、タブレット右上の写真です

ね、ここが終点になります。陶陽台の入口までの300mが完成しています。

〔14番 藤誠一郎君〕今、課長が仰った形で、当時はですね、進めて非常に居住空間としては非常に整備されてきたなと思っております。ここですね、私自身が、この当時、総事業費4億というものが上がってきておりましたが、近年ですね、近年、南山地区における区長要望等による工事をした箇所が何箇所ぐらいありますか。確認をしたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕建設課長。

〔館林建設課長〕お答えいたします。先程以降で南山地区で道路工事等に取り組んだ事例を紹介いたします。平成26年度につきましては、茶工場入口、柿右衛門窯さん先の交差点からですね、あと波佐見町に向かったの400mについて舗装の打ち替え工事等を行いました。次に、区長要望で、平成27年度から昨年の令和4年度の中で道路側溝の改修工事等を陶陽台の入口付近と旧辻商店Y字交差点から茶工場の入り口付近にかけて行っております。その後、平成30年度におきましては、橋梁の長寿命化の点検結果に基づき、乃利陶窯さんよりちょうど100m程先になりますけども、上南川原橋という橋がありますけど、その分の保全工事を行っております。以上です。

〔14番 藤誠一郎君〕当地区における今後の整備方針、町はどのように考えていらっしゃるのか、町長に確認をしたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕建設課長。

〔館林建設課長〕一応、建設課の方で地区についてちょっと考えているところは、南山地区で両側の民家、町並みの家並みがある区間におきましては、幅員が狭く車両同士の離合が困難な場所もあることから、将来、将来的には空きスペース、今、空きスペースが大きなところがありませんけど、空きスペースが確保できれば、そういった離合場所の確保、あとさらに歩行者が安心安全に通行できる、観光客を含めてですけども、そういった歩行者空間の確保をしていく必要があらうかと考えております。

〔14番 藤誠一郎君〕道路拡張などについては、今後自治会を含め関係区域で再度改めて懇談会、またはアンケートを実施させて頂きたいと。また、意見交換を行ってもいいかなと考えております。それら区民の声を今後の行政に反映させると共に、私自身も現在進めている南川原プロジェクトを含め、外部の第三者からのアイデアをまとめ上げ、提言書を作り上げ、近い時期ではございますが、提出できるように努めてまいりたいと。その際は、ぜひ町長、副町長並びに担当課長、お知恵をお貸し、またはなんとかですね検討の材料の一つにして頂けないかと

と思いますが、町長答弁をよろしくお願い申し上げます。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕今、議員より提言書を出されるということでございました。やはりこの問題は、問題というか、先程、課長からも説明あったように、いろんな経緯を踏まえております。やはり有田を代表する窯元も点在しておりますし、そういったところの行く道ということもありますが、やはり生活道路というか、本当に町並みが残ったような道路でもございますので、そういったところを含めていろいろと考えていかなければいけないなと思っております。我々も様々な声を頂きますので、観光に特化した道路を造れっていう人もおられますし、今のまんまで交通安全に配慮したような道路整備ができないかということもあります。我々が実施するよりは議員様中心になって、議員が中心になって、そういったご意見をまとめてもらって提言という形で受けていくと逆に我々としてもいろんな取捨選択ができるのではないかなと思っております。

〔14番 藤誠一郎君〕ありがとうございます。実はですね、昨日ですね、総務課長の方から災害等々が非常にあって。大きな災害が有田町にもたらされた。私も実はですね、このちょうど101のよこしに、県河川の有田川の支流、上南川原がよこしに通ってるんです。そうした中で当時大雨の際にちょっと呼ばれまして、駆け付けて濁流に飲まれて5m程ちょっと流されてきた経緯もあります。非常にその辺も含めて先程言いました、災害対策の面も含めてやはり考慮をしていければなと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。次の質問に移ります。南山茶畑エリアの休耕地対策についてでございます。ちょうど5年ほど前、副町長に南山茶畑の現場を上の方から見て頂いたと思っております。そういった中の質疑の中でですね、南山茶園の再生の同意はということで申し上げましたが、地権者、生産者等の意見を聞いて判断をしていきたいと当時答弁を頂いております。5年程前、まだ町長も新人で初めての議会の9月、ちょうど5年前の9月議会でもございましたが、この5年前の進捗ということで、茶園再生についてどうしようかと打開策ないのかなということで、今の前に続けておりますが、なんかしらですね、現時点で動きはあるのか、確認をしたいなと思っております。

〔今泉藤一郎議長〕農林課長。

〔井筒農林課長〕現時点での確認ということでございますけれども、先程言われました5年前の議会の質問から若干経過触れさせて頂きたいと思います。平成30年8月に生産者、関係者を含めまして協議が行われております。その際に協議会を設置するための準備委員会を設置すると

いうことに決められております。また、協議会を設置した後はそこには60数戸におよぶ地権者の方々がいらっしゃいますので、その地権者の方々の意向を把握するということが当時確認をされております。また、令和元年7月になりますけれども、JAさん、生産者、役場等の協議の中で、農家間の、お茶栽培の農家間の協議を一応行っております。また30年から、平成30年から令和元年にかけて準備委員会の設置や意向調査のためのアンケートの検討などを様々行われておったところでございますけれども、同年、令和元年ですね、令和元年の末からコロナが発生しております。そのような状況で緊急事態宣言等が出されるような、翌年になってそういう状況になりましたけれども。なかなか関係者の皆様が集まれるような状況になかったとお伺いしており、その中でも議員さんでありますとか、生産者の皆さんが集落の中で少しずつ検討を重ねて頂いたようでございます。今後ですね、その協議を再開するということで準備をなされておりますので、今後、農林課の方も、職員もですね入って一緒に考えていくというところで段取りしておるところであります。

〔14番 藤誠一郎君〕ありがとうございます。茶畑ここです。是非皆さんにも風光明媚なところでございますので、見に行ってもらえればありがたいなと思っております。早期解決に向けて方向性、再生ができるのか否かを決断する時期転換点に来ているのではないかともう既に50年を、町長まだ生まれていらっしゃるか、ないかの時期でございましたので、本当に大きな活性化の一路になればいいかなと思っております。一部の方の意見でございますが、地権者及び関係者の意見の同意を得て周辺の休耕地を一括にまとめ、共同墓地や別荘地、またキャンプ場として開発してはどうかと、などの案も出ております。簡単にできるものではございませんが、そういうような多角的な意見を聴収して次世代へつないでいきたいなと、そのために意向調査は必要ではないかと。改めて町長、副町長の考え方どちらでも結構でございますが、その認識をお尋ねをしたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕今議員からご質問ありましたが、できれば最後にまとめて答えようと思っております。

〔14番 藤誠一郎君〕そしたらちょっと担当課長から。

〔今泉藤一郎議長〕農林課長。

〔井筒農林課長〕様々な意向があるというお話の部分でございます。今後茶畑をどのようにするかというのは当然たくさんの地権者がいらっしゃいますので、それぞれの意見でありますとか、意向があるのは当然然るべきものだと思います。その中でも土地開発を行いたい場合、ま

ず。今のある茶園全体としてどのように考えていくのか、もしくはそれぞれ分割といいますか、ゾーニングでエリアを分けたところで土地利用などを考えていく、柔軟に考えていくのか、そのような意見がやはり出てこないと進まない部分がやはりあるかと思います。ただし、土地利用の転換ですけれども農地以外の転用となりますと、農振除外でございませうか、農地転用の手続きに要する第1種農地という、ここが条件を踏まえますと、かなりしっかりとした計画等がないと、なかなか農地転用が難しい部分でございますので、いろんな意見を踏まえた上で計画をいろいろ立てて頂ければなと思っております。解決策というお話もちょっと出ておりましたけれども、南山茶園につきましては、後継者が不足、後継者が不足してきたのか、収益が上がらなくなってきたのかちょっと私ども経緯ははっきりわかっておりませんが、約40年ほど前から会社運営をなされてきたと聞いております。仮に土地開発じゃなくお茶を継続するにしても、ほかの作物に転換をすると決めたとしても、先ほど言いました担い手の問題も当然ありますし、経営が成り立つような手法を考えないとまた同じような状況になってしまうのではないかと推測できると思います。さらに土地開発をなにかやるとしてもやはりそこには投資が必要になります。地権者の方々もある程度の投資がないとやはり開発ができない部分があるかと思いますが、これも投資額がかさむとなるとしっかりとした計画をやはり立てる必要があるかとは考えております。行政として町長、副町長にという話でしたけれども、行政、役場としてですね、いずれにしろそういった意向を確認した上でお手伝いができる部分をしっかりと役場側で支援をしていきながら、今後、話し合いがまた再開するということ聞いておりますので、それに期待したいと考えておるところでございます。

〔14番 藤誠一郎君〕ありがとうございます。やはりですね、この南川原エリアは先程申し上げた居住空間の整備、また自然景観を活かした魅力ある町にですね、さらに私自身は進化させていきたいなど。町長、応援支援についてお願い申し上げますが、答弁をお願い申し上げます。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕議員から今、応援支援ということでお話がありました。やはりいろんなことがありますので、先程担当課長からも申したように、いろんなお話を聞きながら我々がどうやって支援できるか応援できるかというのは選択をさせて頂きたいと思います。それで今議員がお住いになられているこの南山地区に関しましては、今、本当にずっと議員が抱えられている課題がずっとあられると思います。やはりこの間、議会の皆さんも研修されましたが、藻谷浩介さんのお話でもありました。やはり今アンラーニングの時代だと思っております。タイミングだと思

っております。今までの考え方とかいろんな技術とか思いとかをもう1回この場で立ち止まって今現状を見て、将来のこの地域をどうしたいかという皆様達の思いをしっかりと提言書なりなんなりにまとめて頂きますと、我々としてもしっかりとサポートしていきたいと思っております。やはりコロナ禍この3年間全く動けなかった状況の中で、改めて、今どうこのエリアを、この地区をしていくかというのは我々有田町としても同じ思いであります。やはりこの後にも一般質問ございますが、やはり今地域コミュニティの在り方ということもいろいろ今後問われていくことになると思いますので、そういった地域の中でしっかりと議論して頂き、そこに我々は寄り添っていくというのが一番地域が発展するやり方だと思っておりますので、今日を機にいろいろとご提言頂ければと思っております。

〔14番 藤誠一郎君〕ありがとうございます。やはりこの南川原エリアはですね、居住空間、国土、国勢調査の中でも10年程度見ておりましたが、世帯数は減ってないんです。約200世帯、それで現在502名の方が暮らされていらっしゃる。そして車の台数もですね500台近くあります。そういった中で非常にですね往来が激しく朝5時過ぎぐらいからですね、夜の11時過ぎまで結構通っているんです。その辺は理解をして頂きながら、茶園の問題も含めて総括的に町長、知恵を貸して頂ければありがたいなと思っております。それでは南川原エリアについては以上で終わりますが、第2段、第3段がございますので、ちょっと時間かかりますが、また質疑をさせてもらえればありがたいなと思っております。今回ですね、第3項目に上げております水道インフラの対応についてですね、個人の生活はもちろんですね、働く環境において水を使う事業所も多いわけでございます。実はですね、厚労省の指針でですね運搬送水導入の可能性について上がっておりましたので、これからの上下水道事業の改修費財源、老朽化対策の観点から、今年7月にですね、政府から発表がっております過疎地への配水はタンク車で、老朽化した水道管の維持管理難しくということで指針が出ております。人口減が続く過疎地への新たな配水仕様として厚生労働省はタンク車で運ぶ運搬送水の指針を取りまとめ、具体的には水道事業として行う場合と、水道事業の外側で自治体の関係部局が行う場合を想定してあります。運搬送水は水道管や施設の維持改修が不要であり、費用が安く済むわけでございますが、2029年度までに全国で400強の小規模集落が消滅する可能性があります。厚労省はこうした地域への導入を想定しておりますが、全国の上水道事業は自治体など約1,300事業所が運営しております。一方水道管や施設は老朽化がどんどん進んでおります。まさしく有田町もそれに当てはまりますが、改修費には約1兆3,000億円が投じら

れ、上水道事業者の４割超が赤字となっております。小規模自治体ほどがですね非常に水道料収入は少なく改修費つまり維持管理費が重くのしかかってきます。昨今の台風被害等で見られる断水が新聞紙上で目にしましたが、町の場合そのような箇所はないのか、また運搬送水についてどのように考えているのか答弁を求めたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕 上下水道課長。

〔岩崎上下水道課長〕 お答えします。まずですね、運搬送水についてでございます。有田町内には、小規模集落に配水池を設けたところがないためにですね、運搬送水というのには該当しないというふうに考えております。また、この運搬送水については、市街地から離れた極めて小規模な集落等における配水池等への送水を長期的に継続することを考えた場合、老朽化や災害等に対応するための施設の更新等に要する費用が相当程度かかる一方で当該集落に給水する量は相当程度少ないと考えられます。このような場合には、水道事業者にとって相当な負担となり、事業経営に影響を及ぼすことは考えられます。

〔１４番 藤誠一郎君〕 財源については。今後の６年度以降については。

〔今泉藤一郎議長〕 上下水道課長。

〔岩崎上下水道課長〕 お答えします。令和６年度以降は国庫補助の耐震化事業におきまして、老朽水道管布設替を事業費約１億２，０００万円程度で行うように計画をしております。また、財源については管路更新時は国庫補助３分の１、残りの３分の２は事業収入と起債で対応していくこととなります。施設更新費は全額事業収入と起債での対応になる。起債償還のため今後も厳しい財政運営になるようです。

〔１４番 藤誠一郎君〕 今後、財政運営に支障をきたすということでございます。そういった中で手前、手前で準備計画をしていかないといけないだろうと思いますが、町内で寒波による水道管破裂や干ばつによる給水制限等は何回あったのか、平成以降でようございますので、あれば教えてください。

〔今泉藤一郎議長〕 上下水道課長。

〔岩崎上下水道課長〕 お答えします。給水地区ほぼ全域で給水制限、断水、減圧があったのは平成６年の大渇水と平成２８年の大寒波の２回でございます。平成６年の大渇水では、旧有田地区での節水強化、旧西有田地区での時間給水が行われました。平成２８年の大寒波では、全町に渡り家屋内の給水管等の漏水が多発して、浄水場の浄水能力を超え配水池の貯水池も底をつき、やむなく全町断水を行いました。以上です。

〔14番 藤誠一郎君〕本当に想定外というような言葉もありましたが今は想定内で。いろんな事故、また事件、また、が生じております。そうした中で給水作業等を行う場合の車両及び給水タンク槽は確保できているのか、ちょっと確認をしたいと。

〔今泉藤一郎議長〕上下水道課長。

〔岩崎上下水道課長〕お答えします。現在、上下水道課で保有している給水タンクは1 m³タンクが1個、0.5 m³タンクが4個でございます。車両については軽トラックが1台しかありません。ご存じのとおり軽トラックの最大積載が350キロでありますので、0.5 m³タンクを乗せても300リッター程度しか運ぶことができません。1 m³タンクは使用のたびに町の所有している1トントラックをお借りして、それにて900リッター程度を運ぶことが精一杯でございます。大きな漏水事故等で300戸程度の一時的な断水への対応は可能ですが、災害に対応するには車両タンクが足らないのが現状でございます。

〔14番 藤誠一郎君〕有田町にはですね、こういう、これは自衛隊のものだろうと、一番上のあれは佐賀市だろうと思うんですが、有田町には今はございません。次にいきます。省令改正、水道法施行規則第17条の2の影響について、令和5年3月22日交付、令和6年4月1日施行される予定の水道施行規則第17条の2について、町民にも理解できるよう分かりやすく説明をまずは求めたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕上下水道課長。

〔岩崎上下水道課長〕お答えします。令和3年の10月にですね、和歌山県で発生した水道管の破損事故の影響によって約6万戸の世帯が約1週間断水する事態が生じたことを踏まえ、同条の規定について改正を行うこととなりました。従来ですねコンクリート構造物にあつては適切な時期に目視、その他の適切な方法により、5年に1回以上の点検を行うこととなっておりますが、ここに新たに道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等に関わるものが追加されました。結果ですね、水管橋ですね、水管橋も5年に1回の適切な方法により点検を行い、点検の年月日、実施したものの氏名、点検の結果を記録し、これを次の点検を行うまでの期間保存しなければならないというふうになっております。

〔14番 藤誠一郎君〕そこでですね、先ほど水管橋、道路河川をコンクリート構造物並みに引き上げるとは。町内にはそのように該当する施設は何箇所あるのか。

〔今泉藤一郎議長〕上下水道課長。

〔岩崎上下水道課長〕お答えします。有田町内にはですね道路橋に強化したもの及び独立した水管

橋が全部で109箇所ございます。この法改正によりですね令和6年度から5年間に分けて点検していくことになります。点検の結果、損傷、腐食、その他、劣化、その他異常があることを把握し、修繕を講じた場合には、その内容を記録し、当該構造物を利用している期間保存しなければならないことになります。

〔14番 藤誠一郎君〕町の負担費、財源等の確保についてはどういう形で今考えていらっしゃるんですか。

〔今泉藤一郎議長〕上下水道課長。

〔岩崎上下水道課長〕毎年22箇所を点検することとなります。5年間。5年終わったらまた元の年に戻りますのでこれはずっと永遠と続くような形になりますけれども。本年度1箇所ドローンにて点検をしております。その費用が19万円程度となっております。22箇所しますと418万円程度、これが毎年必要になってくると。財源につきましては、現在、国庫補助の対象とはなっておりません。そのため事業収入で対応していくこととなります。

〔14番 藤誠一郎君〕本当に水道事業については来年4月から負担がですね町民に求められていくだろうと思いますが、やはりその手前のいろんな改修費また想定内に起こりうる維持管理費含めてですね非常に大切な水だろうと思います。町長にお尋ねをしたい。この水道インフラへの対応について所見を求めたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕議員の質問にお答えします。やはり議員が今ご指摘のとおりいろんな課題があります。やはり管の件に関しましても老朽化だったり、先程課長の方からもあったような和歌山の事故とか、不測の事態が発生したら国はそこに強化をするとか、またドローンで点検するなどの仕事も増えていきます。本当に大変心苦しいなかではありますが、やはり皆さんのライフラインである水道を守るためには皆様から幾ばくかの料金を上げてですね頂きながら皆さんに安心して水を飲んで頂ける環境、また下水の環境もしっかり我々が整備していく必要がありますのでちょっと今回ウクライナ情勢とかいろんな問題が重なった中での大変心苦しい値上げでありますが、皆様にご理解賜ってしっかりと我々はその分水道事業をしっかりと運営していくことが我々の課題だと思っております。

〔14番 藤誠一郎君〕ありがとうございます。このような政策が全国で始まってきていることを考えますと、インフラや道路、行政にもコストパフォーマンス等、行政インフラの喚起周知していくことが望まれるんではないかと思います。平成の大合併については、評価者の立場によ

っては尺度の見方を聞くことによって国の合併の進め方に対する批判も根付いて。しかしながら少し、少なくとも先程、町長が申し上げたように行財政基盤の強化、行政の効率化という観点からは一定程度評価することができると思います。人口減少をしようとした時代における国、地方自治体の姿を模索する中で、合併から教訓が有効に活用されていくことを私自身は望んでおりますし、今後ともしっかりとした形ですね、この有田町のリーダーとしてお願い申し上げます、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔今泉藤一郎議長〕 14番議員 藤誠一郎君の一般質問が終わりました。昼食のため休憩いたします。再開を13時といたします。

【休憩 11：30】

【再開 13：00】

〔今泉藤一郎議長〕 再開します。昼食前に引き続き一般質問を行います。3番議員 久保田豊君。

〔3番 久保田豊君〕 議長の承認を得ましたので、通告に従って質問をさせていただきます。よろしくお願いします。今回は1番目に、安心と安全対策。そして2番目に、120回目の陶器市対策ということで、質問の内容を進めていきたいと思います。よろしくお願いします。1つ目の安心と安全の対策に、1項目目はですね、一人暮らし及び高齢者の避難問題の対策ということでお聞きしたいと思います。一人暮らしというのが先ほども6番議員の方からお話出ておりましたけども、非常に数が多いですね。課長の方にもちょっとそこら辺の80歳以上の数等はどうなっているかということをお聞きしたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕 健康福祉課長。

〔川崎健康福祉課長〕 お答えいたします。先程のちょっと答弁いたしましたけど、一人暮らし全体の高齢者数が945人でありました。80歳以上の一人暮らしの方は425人となっております。以上です。

〔3番 久保田豊君〕 ありがとうございます。80歳以上でも425人と非常に多いなと思うわけですけど。これから極度の高齢化社会が僕は始まってくるんだなと。皆さんご存じのとおり団塊の世代という年齢層があるわけですけど。これが22年生まれから25年、大体今77歳ぐらいですね。これが後3年すれば80代に入られるわけですね。そういう意味では、この僕自身が思うのが、ここコロナ3年あったことによって非常に前回も申し上げたとおり、非常に町自体がコロナ前に戻りつつあるわけですけど、非常に機能していないんじゃないかなと思う節

があります。いろんな対策等を含めて課の方、各課の方もいろんな活動をされているわけですが、非常に報告・連絡・相談という言葉がありますように、そこがスムーズになっていないような気がするんですね。執行部の方では非常に本当末端まで資料等を含めてきちっとできているなというイメージがします。ただし、それを伝える、伝え方の問題が非常に問題があるような気がします。そういう中で先ほど言ったように団塊の世代が高齢化社会に入って極度の高齢化社会が始まるということを踏まえて早く対処方法をやっとくべきではないかなと思います。今日言って明日できる問題ではないですので、いろんな問題がそこにあるような気がするんですね。それで今年の4月に避難所の課題の対策ということであったと思うんですけど、そこら辺の総区長を含めて関係された方が多分訓練受けられたかと思うんですけど、そこら辺の訓練を踏まえて各区長さんなり、その地域にどういふような伝達が行っているのか、まだやられていないのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔木寺総務課長〕お答えします。今仰られたのは令和5年2月に行われた避難訓練のことでしょうか。自主防災組織を中心に避難所の運営訓練を行いました。お隣の体育センターで行ったわけですが、その時に招集したメンバーは自主防災組織のリーダーの方、それと地区の方、婦人会の方、女性消防団の方等を招集いたしまして、全部で97名の方が参加を頂いて防災訓練を実施したところです。これは住民の方々が実際、住民の方々が避難所を運営するという立場で訓練を実施させて頂きました。その時には参加頂いた方に様々な役をして頂いて、例えば車いすで避難所に運営してきたという設定でありますとか、酒を飲んで酔っぱらった状態で避難所に見えたとか、いろんな状態の避難者を想定して、受付から始まりまして訓練を実施しました。一番訓練を実施してよかったといえますのは、参加頂いた方々に自分事として避難所の運営を実体験して頂いたということです。前の議員さんの質問でもありました、実際、避難所の運営の備品の準備でありますとか、そういったところは初めて行われる方も多くいらっしゃる時間を取ったということはございますけども。一番は避難所運営の体験を自らして頂いたということが一番の良かった点かなと思います。ただ、この時には防災アドバイザーの方を大分から講師として来て頂いたんですけども。一番最初に言われたのは、この避難所運営訓練にはぜひ女性の方を半分は確保してくださいというふうな要請がございました。といえますのは、実際、今後、避難所、大規模災害になればなるほど地域の公民館を避難所で運営したり、役場の職員が災害対応に迫られてる時には指定避難所の運営も地域の方々にお願いせざるを得ない

状況になる可能性もあります。実際そうなった時に避難所の中で避難されている方のいろんな対応を女性の方が担って頂くという場面が多くありますので、女性の方に体験を是非して頂きたいというふうな要請で集まったところです。今回、女性の方が24名ほど参加を頂きましたけども、そういったことで今回体験して頂いたことを避難所運営のマニュアルとして、一応、雛形をお示しして地区の方々にお渡しをしたところです。もちろん町が想定した避難所運営マニュアルをそのまま活用することはおそらくできないだろうと思いますので、地域の実情に合ったマニュアルに変えて頂いて活用してくださいというふうなことをお願いしたところです。

〔3番 久保田豊君〕 それでは、そういうことですね、体験された方にそういうマニュアルも含めてぜひインプットしたことをアウトプットして頂いて、なかなか自分が習ったことというのは忘れてしまうんですね。実際覚えているうちに本当は次の方に伝達してみる、そこをまたチェックしながら具体的にどういう形になっているかということを再度確認したいなと。よくいう説得と納得ってあるんですけど。説得されても納得してなかったら動かないんですよね。それと人間って忘れる動物ですので、そこは繰り返し、繰り返し本当に想定外のことが起こりえるわけですから、この地区ごとにやっているところは前回お話した時も2箇所ぐらい防災訓練等はですねやられているというのは、もうそれはコロナ前ですから、ぜひこのコロナ明けのこの時期に、極力地域でそういうことがやれるような指導等をされてはどうでしょうか。いかがですか。

〔今泉藤一郎議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 今現在まだ台風シーズンの真ただ中にありますので、10月まではそういった訓練をするというのは時期を調整しないとなかなか難しい点があるかと思います。10月後半から11月、12月、そのくらいの期間で自主防災組織でも訓練を行いますけども、地域での訓練も実施して頂けるよう呼びかけや周知はしていきたいと思います。

〔3番 久保田豊君〕 そういう意味では一人暮らし含めて高齢の方というのは非常にその中に難しい対象ですよ。体がある程度自分が自由がきけばそこに避難所あたりに行けるわけですけど、行けない人に対してどういうふうな形をとるのか、そして同時に先程高齢の方が425人ということで80歳以上ですね、おられるということなんですけど、体の不自由な方というのは別にその中におられるわけですか。

〔今泉藤一郎議長〕 健康福祉課長。

〔川崎健康福祉課長〕 すみません、今の段階では体が不自由な方が何人かという把握はちょっとし

ておりません。しかしながら、体の不自由な方の避難に関しましては、事前に台風等の場合とか事前に災害が迫っているということが確認ができる場合には、動けない方は福祉サービスを利用されていらっしゃると思います。そういった方に対しては、事前にショートステイを利用して頂くとかそういった事例はあるということで聞いております。

〔3番 久保田豊君〕分かりました。極力行き届くようにそういう形があるということのをですね、ぜひ一人暮らしであろうと、体がちょっと不自由な方であろうと、そういう形を取れるということだけの連絡等はやってほしいなと思っております。非常に何回も言うんですけどコロナ禍が明けて、3年間ほとんど行われないことによって、2年間区長をされた人が次の区長さんに申し送り事項が非常にできてないことが各地区であっているような気がします。聞き取り調査若干やっているんですけど、本当にやっぱりそこに何をしなきゃいけないのか、だから僕は全然区長辺りまで含めてですね、1年間ぐらいはすり合わせをしながら区の運営をされてはどうでしょうかという話をしております。各地区におかれましては、区長さんが非常に忙しいというか、非常に多いんですね、議員が直接取り上げるというよりも区のことは区長さんにある程度付帯しながら一緒になってやるようにはしているんですけど、本当に山積した問題がいっぱいあって、そういう意味では非常にご苦勞をされているなと思うんですけど。なったばかりではどういうふうな形、だから極力前区長、前々区長なりにお話を頂いて、そして同時に顧問辺りで残られていますので、そういうふうな事の活用方法を頂きながらされればどうでしょうかという話をしております。本当に敬老会もたった今あるわけですけど、ある意味では老人会の活動というのは非常に活発にコロナ禍の中でも比較的ほかの活動をされているよりは非常に活発されているんじゃないかと。逆に積極的に出られてるから若いのがわかりませんが、本当にそういうふうな老人会なり会の活動、ただしこれも若い人が入ってこれない。大体60ぐらいから加入はできるわけですけど、実際、入って来られる方は70代超えとなかなかですね足が届かないというか、そういうことも含めて会の運営、同時にその老人会自体が一人の方のことを心配されたり、自分のことの心配より人の心配の方が先に立たれる方が多くて非常に良いことだなと思うんですけど。そういう一人ひとりがやっぱりそういう意識をもって、この社会全体を支えることが必要じゃないかなと思います。体の不自由な方はそういう施設等の関連の中でサポートして頂くということで、これが1日というか、1年で差が出てくるわけですね。前年は元気でも今年度はもうという無きにしも非ずのここにおられる方も必ず歳は取っていくわけですから。私ごとなんですけど、うちの母親とかなんか一緒に暮らしていますので、1

年前の親の姿と今現在の親の姿ではやっぱり違うんですね。そういうこと認識しながら一緒に暮らしてますけど、歳を取るということは大変なことだなと。実際自分たちも痛みがあったり、うちの母親は足と手が痛いっていう、痛みとの闘い、そして同時に孤独との闘い、うちは家族、孫たちも来ますので非常に賑やかなわけですけど、そういう孤独との闘いだったり、同級生が亡くなったり寂しさの戦いだったり、いろんなことがあるわけですね。そういうことも含めて地域が支え合っていくことによってそういうことが少しでも防げれば良いなと思っております。安心と安全の対策ということで、前は火災の方を若干言わせて頂きましたけど、今回はそれぞれ把握されていることを含めて相互の課を通り超えていろんなことをやられていると思うんですけど、再度コロナ禍明けで非常にスムーズにいったいことも多々ありますので、後1回再認識されて、そういう防災含めてしっかりと町全体で行き渡るようにお願いして、1番目の課題は終わりたいと思います。じゃあ2番目の120回目の陶器市対策ということで。いよいよ10年毎の節目の120回というこれは商工会議所が主体ではあるわけですけど。おかげをもちまして、トイレの問題は、若干、前回予算を膨らませて頂きましてなんとかスムーズにいったと思うんですけども。その中でも、これも前回課題に出したと思うんですけども。地区ごとでいけば若干足りてなかったり、同時に町の方はそれぞれ人員を出されていますので、しっかりとそういうクレーム等のことは分かってられると思うんですけど、今度120回に向けての打ち出し方、企画等は先ほど言ったように商工会議所が主なんですけど、それなりに町の方で何か企画運営等で少し何か考えることがあればお聞きしたいなと思うんです。いかがでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 商工観光課長。

〔堀江商工観光課長〕 お答えします。今、議員さんの仰られた中に当然ながら町の職員も案内所等に従事いたしまして、それなりの課題であったり、問題点というのがあります。それについては商工観光課の方で取りまとめた上、商工会議所の方には報告をさせて頂いているところでございます。今ありました企画運営等につきましては、今現在、有田商工会議所の話になりますけども、会議所の方でネクスト有田陶器市というところで、新しい部会が発足されて協議が進められているところでございます。その内容につきましては、従来の考え方に縛られない、自由で新しい発想、アイデアを募りたいというところで、各商店街、窯元、商社、各団体等から若い方が中心に参加されてですね、120回またその先の新しい陶器市というところで協議が進められております。今、8月17日に第1回目の会議があったんですけども、今後計5回に渡っ

て当然ながら行政、有田町も一緒に入って進めていくというところになるのかなと思います。ただですね、この120回節目の年を迎えるわけなんですけども、これは行政、商工会議所をはじめ音頭取っていくわけなんですけど、当然ながら町民の皆様であったり、商店街の皆様、出店者の皆様、その方たちの協力、ご理解がないとなかなか前に進まないというところがありますので、そこはご理解を頂ければと思っております。

〔3番 久保田豊君〕ありがとうございます。ネクスト陶器市ということで、主要な課題があると思うんですけど、具体的にどういう課題、未来に向けて一つの通過点ですから、そういう課題の中で話があられていると思うんですけど、具体的にどういうふうな話が第1回目出たのか、ちょっとそこら辺お聞き願えればよろしくお願いします。

〔今泉藤一郎議長〕商工観光課長。

〔堀江商工観光課長〕これは会議所、うちの担当職員の方が8月17日参加してますけども。

様々、第1回目については自由な意見、アイデアであったり、そういったものを出し合うというところでちょっと始まっておりますので、具体的なところで申しますと、これ反省点にもありましたし、町の考えもあって、会議所さんの意見もあった中の一つとして、有田駅前通りがもうちょっと寂しいというところで、なんとか駅前通りをもう少し昔見たいというか、私がちっちゃい頃は小屋といいますか、そういったものがあって、中を通って帰るのが一つの楽しみではあったんですけども、そういったもので少し活気づくような工夫をですねできないかというところで会議所の職員さんと話をしたところであります。

〔3番 久保田豊君〕ありがとうございます。本当に様々な問題があると思うんですね。だからカテゴリー別に分けて、その問題をみんなでどうやったら前向きにいけるかということが大いに話し合われるべきだし、やっぱり具体的にどういうふうな形を取った方が一番早いのか、それと同時に恵まれているのがコロナ禍を終えて今年あったわけですけど、やっぱり人が来て頂くという意味ではすごい町なんだなと思います。それが若干店舗数含めて縮小状態、そして駅前も先程言われたようにびっくりするぐらい店がないんですね。だから駅を降りた瞬間から本当に陶器市があっているかどうかわからないような状態が今起こってます。出店する人を探していけば、まだまだ1週間の経費の問題もあるでしょうけど、人が120万近く来ているということはそれなりに非常な魅力があるこのイベントというか祭りだと思うんですね。だからここをPRしながら多くの方に来店して頂いて、趣向を変えて今までにないような有田陶器市というより世界陶器市みたいな題材を付けて頂いて世界の焼き物が見える、見れる、買える、そう

いうふうなことも含めていろんな楽市楽座みたいな発想転換をしながら焼き物っていうのも限界があるでしょうし、同時にやっぱり子ども達連れて行けばそこに食べるもの、飲めるもの、ちょっと何かできるものがあれば子どもたちなりに楽しめるんじゃないかなと思っております。創意工夫の仕方は一杯あるわけですが、今回、観光協会含めていろんな形で職員さんなり、120回に対しての何か要望等はございませんかというお話してたのやっぱり多かったのがトイレの問題ですね。これは避けて通れないのかなと。こんだけ、今回、良かったのは少しでもそれがないように前向きにして頂いたのが結果としてはよかったわけですが、されどトイレという、だからそのトイレの問題も今回出ておりましたのが、コンテナトイレ辺りはどうでしょうかと、今防災含めてあった時には使えますし、そういうのをこの120回目の節目の事業として何か打ち出せるような題材になるんじゃないかと、今考えていけばちょうど来年度には間に合うでしょうし、設置場所というのはいくつかある。これも踏まえてそこら辺の考え方というのはいかがでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 商工観光課長。

〔堀江商工観光課長〕 目玉という意味ではコンテナトイレは非常に良いかと思えますけども、実際、コンテナトイレが1基だとですね、どうしてもキャパに対応できないというところがありますので、6月議会で答弁させて頂いたんですけども、まずは今年仮設トイレを設置した分、結構新しいものを付けましたので、それをいかに周知するかというところからまず始めたいと。商工会議所との話の中では今年予算を付けて皆さん協力頂いて付けたわけなんですけども、もしまた不足する場合はですね、町の方に1回相談をしてくれと、してほしいというところで話はしております。また、信金、伊万里信金さんのところとか、ここがトイレがあればというところは把握しておりますので、そこを含めて今後120回、その先もなんですけど、向かって会議所さんと話は進めていきたいと思っております。

〔3番 久保田豊君〕 ありがとうございます。実は既存のトイレ、前回既存のトイレの中で東庁舎とのトイレが若干、女性トイレというのが非常に、スペース的に広いんですけど箇所が少ない。そして老朽化してるというのを改装というか、リニューアル等の話がちょっと出ておりましたけど、その件はどうなったのでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 商工観光課長。

〔堀江商工観光課長〕 今、東出張所の前のトイレなんですけども、私も現地行きまして、表の方が倉庫いいですか、そういうふうな形になっております。そこを改装するかどうかについてはこ

れから詰めていきたいとは思っております。ただ、予算といいますか、今あそこ中に入っているものが陶器市期間中で使用するという道具もありますので、そこは詰めていって、先程申しましたように、まずは既存のトイレ含め仮設トイレ、そちらの方を周知をまずするということから始めさせて頂ければと思っております。

〔3番 久保田豊君〕仮設トイレの問題も非常にきれいな仮設トイレなんですね。ぜひ使って頂けるように案内等の工夫をして頂ければ僕もびっくりするぐらいきれいだったですので、ただ並ばないんですね。行かないんですね。仮設って言うだけで足が遠のいて旧のところに並ぶわけです。写真等を載せておりましたが、行かないんです。向こうは仮設の方は空いているわけです。きれいなわけですけどそっちの方に行かないですね。だからその誘導等も含めてですね、工夫されてやって頂ければいいんじゃないかなと思っております。ぜひ先程言ったようにコンテナトイレの問題も少しちょっと前向きに考えて頂いて、コストの問題も含めてあるでしょうけど、1回ふるさと応援基金というか、それ取り崩すというわけにはいかなかったら1回、そういうふうなガバメントクラウドファンディングというのを随分前にお話したことあるんですけど、特定で町長の号令のもと、そういうトイレが足りないということの特定の中で資金集めを頂くようなやり方もいいと思うんですね。非常に困って、あれなんだったけな、そういう保管を、いろんな昆虫だとかいろんなところを保管されているのが非常に経費が出ないからそういうクラウドファンディングをされたらあつという間に資金が集まったというお話が載ってましたけど。心ある方は有田というのはネームバリューが非常に効いておりますので、そういう意味では発信の仕方では集めやすいんじゃないかなと。そういうものの活用方法としては、町長どうでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕今、議員ご提案のガバメントクラウドファンディングに関しましては、やはり発信の仕方だと思います。昨日もお話しましたように企業版のふるさと納税等もございますので、その辺で何かいい情報発信ができればということと、やはり上手く告知をしないとなかなか厳しいというのはありますが、そういったところでもし可能であれば非常にありがたいお話です。担当課としっかりお話をして商工会議所等にもどういったものが望みなのかというところもしっかり協議しながら進めていければと思います。

〔3番 久保田豊君〕2番目も同じような企画運営と同じような事なんですけど、記念事業等の計画は考えているかと、同じように被ってますけど、ここら辺も含めてぜひこの120回目に関

しての有田という町のやっぱり400年の重みというのが非常に皆さんご存じなわけですから集めやすいと思うんですね。1回、町自体の信用性が高いですが、ガバメントというのは非常に信頼性とか信用性が高いですから、ぜひそれはやって頂きたいなと。それも特定でこういうふうなトイレが非常に陶器市の時には足りていなくて困ってますという、困っていることを訴えた方が一番いいと思うんですね。そういう形で是非チャレンジをお願いして、一般質問を終わらせて頂きたいと思います。ありがとうございました。

〔今泉藤一郎議長〕3番議員 久保田豊君の一般質問が終わりました。10分間休憩いたします。

再開を13時40分といたします。

【休憩13：31】

【再開13：40】

〔今泉藤一郎議長〕再開します。7番議員 手塚英樹君。

〔7番 手塚英樹君〕議長の許可を頂きましたので、7番 手塚英樹、一般質問を始めさせて頂きたいというふうに思います。私は今回、小中学校の夏休みの短縮について、それからもう1点は、特定空家等管理不全空家についてというこの2点で質問をさせて頂きたいというふうに思います。まず最初に、小中学校の夏休みについてという形で質問をさせて頂きます。昨日は1番議員より、中学校の部活の改革から見た学校の働き方改革の質問がありました。私は今日は夏休みを短縮して働き方改革ができないだろうかということについて質問をさせて頂きます。今年の夏休みは熱中症警戒アラートが毎日発表されていたという非常に異常な夏休みではなかったかというふうに思います。この熱中症予防のため、野外での活動を控えるアナウンスが毎日流されていた夏休みでもありました。この数年を考えるとこの異常な暑さが常態化するのではないかというのは推測されるわけでございますけれども。このことは今までの子どもたちの夏休みの過ごし方が変わってくるのではないかと考えております。そこで質問をさせて頂きます。夏休みの対策として、夏休みの対策として、熱中症警報が連日発表され、野外活動の自粛がアナウンスされている中、子ども達へのはどのような指導がなされているか質問いたします。

〔今泉藤一郎議長〕教育長。

〔栗山教育長〕この熱中症対策については、コロナ禍が3年ぐらい続いて子どもたちの体力低下というものも指摘をされておりますし、先程議員さんも言われましたように以前の暑さと比べも

のならないくらい暑くなっているというふうな状況がありますので、しっかりと熱中症対策については、考えていかなければいけないという認識がございます。夏休みに入る前にしっかりと指導もしております。また、夏休みに入る前の1学期の6月、7月あたりについても熱中症アラートが出たり、あるいは暑さ指数というのを今測ったりしておりますので、それが31度になったら少し屋外の活動はやめましょうとかですね、そういうふうなことでございますので、そういうふうなことを夏休みに入る前にも子どもたちは経験をしておりますし、こまめに水分を摂ると、そういうふうなことも指導をしております。先程申しましたように、外での遊びはちょっと控えましょうとか、体育を中止するとか、そういったことを行っておりますので、子ども達の自身の認識も高まっているのではないかと思いますし、夏休み中におきましては、今、はなまる連絡帳というのがございますので、熱中症アラートが出たら注意しましょうとか、あるいはプールがですね、PTAが借り受けてするわけですが、あまりにも暑くなって、水温が熱くなったりした場合はもう中止をしたりというふうな措置もしておりますし、PTAの親子作業、除草作業とかそういったものも中止になった学校もございます。また、中学校の部活動におきましては、よその県で部活動を終えて帰る途中に自転車で倒れて亡くなったという事案等もございましたので、そういったものを踏まえて3時間ぐらい、休日は部活動をするのを2時間ぐらいに抑えたり、始まる前にしっかりと体調管理をするとか、あるいは帰る時もきつくなったらすぐ日陰に行くとか、民家に駆け込むとかそういう指導等もしておりますし、あまりにも暑すぎる時には中止をします。そういうふうなこと等もしております。学校におきましては、そういうふうな状況に応じて連絡を取ったりして対応をしたところでございます。

〔7番 手塚英樹君〕そこでいきますと、この夏休みの間で熱中症で子どもさん方が何か症状を起こしたというような報告はいかがでございますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕教育長。

〔栗山教育長〕熱中症で運ばれたとか、あるいは事件、事故に遭ったとかってというような報告については教育委員会の方には届いておりませんので、若干具合が悪くなったとかそういったのはあったかもしれませんが、危険な状態になるとかそういったことの報告はあっておりません。

〔7番 手塚英樹君〕指導が行き届いたというふうな形で感じております。ありがとうございます。おじいちゃんおばあちゃんが近くにいらっしゃったりすると、その家ではエアコンがあるわけですから、共働きの子どもさんをお持ちで、おじいちゃんおばあちゃんがいらっしゃるとこ

ろはそこに預けてご自分はお仕事に安心していけるわけですが、おじいちゃんおばあちゃんがいらっしゃらないところにはやはりどうしても学童に頼っていくような形になるかというふうに思っております。そこで質問なんですけれども、夏休み期間中、学童保育の方はどのような状況だったのかなというふうに思いまして質問させていただきます。

〔今泉藤一郎議長〕子育て支援課長。

〔川原子育て支援課長〕それでは学童保育についてお答えをさせていただきます。まず、学童保育の放課後児童クラブの待機児童の状況につきましては、町立の放課後児童クラブを希望されて入れない場合には町内4箇所の民間の児童クラブを利用して頂いております。待機児童はほぼいなかった状態です。ただ、2学期に入り何件かの新規の入所相談があっており、今現在調整を行っているところです。次に夏休み期間中の放課後児童クラブの過ごし方についてですが、クラブには先程教育長が仰った、熱中症指数モニターの計器を放課後児童クラブにも設置しております。その指数を見ながら屋外活動が可能かを判断し、さらに児童の体調を見ながら活動の見守りを行っています。また、町の熱中症警戒アラートが発令された場合には、屋外活動を中止し、室内の涼しい場所で保育を行っていますが、今年は毎日のようにアラートが発令されたため、ほとんど外遊びができなかった状況です。

〔7番 手塚英樹君〕まさに、この夏場の時に学童の方が待機児童がいなかったなとホッとしました。ひょっとしたらどうしようもない方は預けざるを得ないので、その場所がなかったらこの夏暑いところでどういうふうにお子さん方を夏休みを過ごされたのかなとちょっと心配しておりましたけれども、それがなかったということであればありがたかったかなというふうに思っております。今、お二方からご意見を頂きまして、まあまあ夏休みの子どもたちの過ごし方としては事故もなく無事にいけたというのは本当に良かったかなというふうに思っております。続きまして、2番目になりますけれども、夏休みの短縮のメリットというふうに書かせて頂きましたけれども、こんなふうに暑い、熱中症アラートが鳴るような非常に厳しい暑さの中にあるなかで、じゃあこれからどんな形で家の方で子どもたちを守るのか、それとも学校の方でどんなふうな対処ができるのか、それと今話に出ております学校の先生の働き方の改革というところも含めた形で質問をさせて頂きたいと思います。今、教育長が仰っておられましたように、室内で過ごす時間がこの夏休み大変多かったかというふうに思っております。テレビの方でもあっておりましたけれども、2学期が始まって子どもたちの体力が落ちてそれによつての熱中症があるのではないかなというような心配されたテレビでのコメンテーターの話もあっておりま

した。今学校ではほとんどエアコンが入っている状態にあります。学校ではエアコンの導入されて、夏場の授業も可能かというふうに思いますけれども、この件についてはいかがでございますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕教育長。

〔栗山教育長〕エアコンがですね、普通教室ではほぼ完備されておりますので、エアコンの稼働は6月から9月ぐらいが学校では中心だというふうに思います。もう完備されていますので、できるだけ子どもたちの体調を整える意味でもエアコンを稼働させてもらいたいということは伝えております。ただ、コロナの時期におきましてはやはり換気も必要ですのでちょっと開けたりして扇風機も付いてますので回したりというふうなことをしております。この暑さ対策としてエアコンが完備されましたので、夏の間に授業が可能かという、不可能か可能かという、可能であるということをお答えざるを得ないかなというふうな気がしますけど。もう一方として夏休みの意義として考えられるのは、やっぱり子ども達が何か継続してやりたい、自由研究とか、あるいは他にもこんなことに取り組みたいというようなそういうことに取り組めるゆとりとした時間が必要ではないかなということも思っておりますし、やはり家庭の団らんといえますか、そういったものを確保する時間としても必要ではないのかなというふうなことは言えるんじゃないかなと思います。また教員側からすると、この子どもたちが学校に来ないということは、そこに教員同士での研修をすとか、出張に出かけて自分の専門性を高めるとかですね、そういった意義もあると思いますので、そういう意味では簡単に短縮というふうな事だけではなくて多面的に検討していく必要はあるのではないかなというふうに今のところは思っております。

〔7番 手塚英樹君〕我々が子どものころに言われたのは、夏休みはぬっかけんが授業のできんけんが家に帰って勉強しなさいということで夏休みがあるんだというふうに聞かされておりました。今の形でいくと学校の方は非常に勉強する環境が良い環境が整っているような感じでもあるんですけど、実はちょっと昨日もお話がちょっとありましたけれど、この表を見て頂くといんですけども、今年の4月に6年ぶりに発表されました教員の時間外労働の表であります。国が残業の上限として月45時間を超えられるとみられる教員が中学校では77.1%、小学校では64.5%に上り、実はこのNHKの表のあと、その後に出てきた表でちょっと間に合わなかったんですけども、過労死ラインと言われる月80時間に相当する、時間に相当する可能性がある教員が中学校では36.6%、小学校では14.2%として依然として長時間労働

が課題となっていることが明らかであります。そこで先ほどの学校としての教育現場は環境が整っているということを頭におきながらまた話をさせていただきますけれども、新学習指導要項では、授業時間が140時間、1単位を45分として増加している分の時間確保はできるのではないかと思います、この辺りはどのように考えたらよろしいでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 教育長。

〔栗山教育長〕 仰られるように小学校では令和2年から現行の学習指導要領に改訂されまして、英語活動とか英語科というふうなところでの時数が週あたり1時間増えておりますので、そこをどう確保していくかということで令和2年以前にそういうふうな情報が伝わってきてますのでいろいろ工夫を重ねなければいけないということで、考えたところでは、昨日もちょっと申しましたが、朝の時間をちょっと前倒しして1時間目を早くして午前中5時間するとかですね、そういうふうなことを工夫している学校もあります。標準時数としては週35週で計算されておりますので、40週近くは子どもたちは登校をしておりますので、その分の余裕はいくらありますので、令和2年以前は振り返りの指導とか定着が不足しているようなところを補うというふうな授業等もそこで加えてやっていたという面もあります。そういったのが少し不足するような形にはなりますけど、一応今の状況で必ずしも不足しているというばかりは言えないかなというふうなところも考えております。

〔7番 手塚英樹君〕 と言いながら、このやっぱり地元の有田の方で考えると、やっぱり中学校、小学校と残業時間というのはやはり45時間を超えていることになりそうですでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 教育長。

〔栗山教育長〕 この時間外勤務につきましては、毎日教員が何時に出勤した、何時に帰るということとでそこを統計的に取っております。そうするとやはり年度初めの4月5月は増えるとか、月によってやはり増減はありますし、個人によっても違うところもあります。残りがちな人もいらっしゃるし、てきぱきと仕事をさばかして5時とか5時半には帰る人も中にはいらっしゃいます。そういったところが中学校は部活をですね、2時間ほど指導しますので、そこまでは早く帰れないというところがありますので統計的にも中学校がどうしても時間外の勤務としては高くなるというふうな割合になると思います。そういう統計をもって全体的にも管理職は職員に指導しますし、個別に面談をしながら、昨日も申しましたように、ある程度の越えたら医者に診てもらうとかそういうふうな措置もしなければいけませんので、個別のそういったヒアリング等を通して指導をすると、そういうことも行っております。

〔7番 手塚英樹君〕今、お伺いしている中で、なんとか授業時間数としては確保できているということでございますけれども。私は3番目に書かせて頂いておりますけれど、この夏休みを利用した形での授業数を増やしていけば1日の先生方の時間が非常に先程言われた、昨日の時間で行くと8時半から16時半まででしたっけ、その授業時間帯の中で大体のことができて、実は学校の先生って学校だけではなくて家に持ち帰ってもまだ学校のことの準備、次の日の準備などなさってらっしゃるというのはよく新聞報道などにも書かれておられます。このような形で時間短縮をしていきながらどちらにしても決められた45時間を超えないで済むような教育環境、働き方の場所を作っていくというのはやはり作っていかねばならないものだというふうに私は思っております。実はこの話を私が夏休みの短縮のことをこんなふうに感じたのは、2017年に静岡県吉田町が夏休みを10日間にするぞということで検討に入られて、その時先程お話ししました新しい授業数が増えていく、それに対応していく、そして残業数を減らすということで進められたということで新聞記事でちょっと読んでおまして、それがちょっと頭に残ってたんですけれども、その辺りのところを少しだけお話させていただきますと、2017年に静岡県吉田町教育委員会が夏休みを10日間程度に大幅短縮、自主負担軽減、負担軽減策に乗り出し、年間の授業日数を増やし1日上がりの授業を減らすのが狙いで保護者への説明が行われた。詳細な検討が始められました。吉田町教育委員会は計画の実施により時間外勤務、平均、小学校、現在がその時17年度ですね、57.6時間の残業であった。それを40時間以内に、中学校の現在が90.1時間を60時間以内まで減らしたいということで、教員は十分な授業の準備時間を確保し、子どもの学力向上につなげてほしいということで2017年から検討に入られて、現在は実をいうとはなされて、今年の吉田町の小学校のタイムスケジュールを見ましたら24日間の夏休みでありました。このような形で現在も夏休みを短縮しながら学校の先生たちの負担を軽減し、また子どもたちをみられる先生方に学力、子どもたちの学力向上のためにストレスがないような形でできる環境づくりに励まれているというのがありました。こういうのを見ていきますと、やはり僕らはそういう環境も作っていくということもこれから有田町の中には必要ではないかというふうに思うんですけども、教育長いかがでございますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕教育長。

〔栗山教育長〕先生方の働きやすい環境を作る、あるいは子どもたちの学力向上、そういったものからいろんな面からやはり考えていかなければいけないだろうと思います。部活動の改革にお

いても教員ファーストじゃなくて、子どもファーストというふうな形に少し今変わってきているところもあると思います。やはり子どもたちがスポーツに親しむとか、幅広くいろんな体験をする仲間づくりといいますか、人間性を育てていくとか、そういういろんな部活動の意義があると思いますので、そういったところを重視してくというふうなところが必要だというふうに思いますし、この夏休みの期間の短縮についてもいろんなご意見が私はあると思います。先ほども言いましたように先生方の研修の時間の必要もあると思いますし、今、8月7日から17日ぐらいは行事を全く入れないで教員が夏季休暇とか有給休暇を取りやすい環境を作るというふうな取り組みを県全体では行ってますし、そういう意味では先生方の環境を少しずつでも改善していこうという動きはあると思います。その中に、また子どもたちの生活とか学習とかってというようなことをどう考えていくかということもですね、踏まえながら、保護者の方、地域の方、あるいは教員側からいろんな方面から今後検討していく必要はあるなというふうには思っております。

〔7番 手塚英樹君〕私の知り合いの先生でも英語の先生でしたけれども、この夏休みを利用してネイティブの英語の勉強をしたいということでアメリカに10日間ほど勉強に行かれるとか、それから国内の博物館や美術館を見に行くというのもやっぱりリフレッシュをされ、また次のためにという形でこの時間を夏休みを利用されてるというのは重々、勉強されている方もいらっしゃることは重々わかっておりますし、先生方のリフレッシュも取りながら子どもたちも環境よく先生方と仕事と勉強が両立できるような形を作れる環境をぜひ作って頂きたいなというふうに思っております。町長いかがでございますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕働き方改革に関しましては、同じ気持ちであります。やはり今教育長が申したようにいろんな関係部局とも含めていろんなことがあると思います。有田町だけ特別にちょっと夏休みを短縮してしまうと、他の伊万里とか武雄の方から転勤とか来られたり、行ったりというところで調整も必要ですので、県と調整しながら全体にやはり先ほど教育長が申したように子どもファースト次に先生ファーストというところで考えていく時点では今のところないかなと思っております。

〔7番 手塚英樹君〕私は町長と私は考え方が違ってまして、有田町独自の形を作るべきだというふうに思っております。なかなかよそと合わせるのではなくて、有田に来て子ども達と授業をしたい、教えたいという先生たちがたくさん来て頂けるような環境を作っていくのが必要では

ないかというふうに思っております。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕実はですね我々も子どもたちのＩＣＴ化に向けていろんなアイデアを出して私も有田町独自でってことでやりたいということで教育長を通して言ったところが猛反発をくらいまして、そういうところも反省を踏まえて慎重にやりたいというところであって、私も有田オリジナルって非常に大事であります。例えば有田町の大きな教育の特徴としてやはり自校方式というところもありますのでそういった特徴あることに対してのアプローチはどんどんやっていきたいと思っております。

〔７番 手塚英樹君〕ぜひぜひ有田町独自の形でやっていきたいと。

〔今泉藤一郎議長〕教育長。

〔栗山教育長〕すみません、最後に一言だけ付け加えさせていただきます。現在ですね、前は７月の２１日から８月３１日まで４２日間夏季休業を取っておりましたが、今は７月２１日から８月２７日までを夏季休業として４日間は短縮をしております。まだそこをもう少し前倒しして２学期は早めに始めているところもあります。２５日からもう登校させている地区もありますので、そこら辺は少し踏まえながら検討させていただきます。

〔７番 手塚英樹君〕ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。ありがとうございます。続きまして、２番目になります。特定空家等管理不全空家についてということで、質問させていただきますというふうに思っております。６月に空家対策、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正する法律が公布されました。この背景としまして、居住性のない空家にはこの２０年で１．６倍、今後も増加する。１９９９年には１８５万戸の空家があったものが、２０３０年には４７０万戸の空家が見込まれるというふうにされているのがこの背景としてあるということです。この除去等の更なる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適正な管理を総合的に強化する必要があると国土交通省より説明がありました。有田町も空家の数が昨年の調査で６００戸を超える数があると広報ありたに掲載されております。特定空家に新しく管理不全空家が増えました。なかなか分かりにくいのでそれぞれについて質問をしていきたいというふうに思っております。そこで、まずは特定空家とは、どういうふうな形を指すのかという形でお話を伺いたいと思います。画像の方はですね、NHKのクローズアップ現代で５月２９日に放送された部分で、横浜市立大学の斎藤教授さんが出されていた資料を画像として出させて頂いております。それではすみません、特定空家とはと聞かれた時にはどの

ような形で考えればよろしいのでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 お答えします。特定空家とは、先ほど申し上げられました特別措置法に規定されておりますけども。そのまま放置をすれば、倒壊する、著しく保安上危険となる恐れのある状態、または著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家のことをいいます。

〔7番 手塚英樹君〕 言えば倒壊しそうな形、我々いうと危険だなという家屋のことと単純に思ってもよろしいわけですか。

〔今泉藤一郎議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 申し上げますように著しく倒壊とか、有害とか、景観を損なう、仰るような状況だと思います。

〔7番 手塚英樹君〕 続きまして、特定家屋に、ここの国土交通省の中の文書に書かれておりましたけれども、緊急時の場合は緊急時の代執行制度があるというふうに書かれておりましたけれども、この緊急時の代執行制度とはどんな形のものを。

〔今泉藤一郎議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 緊急時の代執行制度につきましては、今回の6月14日公布分のこの改正により新たに設けられた制度であります。本来、空家等の所有者管理者が適切な管理を行う責任がありますけども、この責任が果たされない特定空家につきましては、この特別措置法及び行政代執行法によりまして、行政が所有者管理者に代わって以下の手順で空家の除却を行うことができるようになっております。以下の手順と言いますのが、所有者管理者に対しまして、まず「必要な措置を行うよう助言指導を行う」同じく「必要な措置を行うよう勧告をする」そして「所有者、管理者からの意見書の提出、意見聴取の期間を設けた上で、正当な理由なく必要な措置が行われない場合には必要な措置を命令する」次の段階が「所有者管理者に対して必要な措置を行うよう戒告を行う。」そして最終的に「行政が所有者、管理者に代わって措置を講じ代執行を行い、その費用を徴収する」という5段階になりますけども。今回の緊急時の代執行制度では、この3番にあたります「所有者、管理者からの意見書の提出、意見聴取に期間を設けた上で、正当な理由なく必要な措置を行わない場合には必要な措置を命令する」とありますけど。この部分はもう行う必要がないと。この3番の手続きを不要として迅速に安全確保を図っ

ていくことを可能とする。これが緊急時の代執行制度というものになります。

〔7番 手塚英樹君〕 この改定前の時の、時も、代執行の形は行われる、行うことができるというふうに書かれてたかと思うんですけども。どうなんですかね、この県内で代執行とかというのは行われた事例はございますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 県内では白石町にまず第1例。今年、小城市で2例目の代執行が行われました。

この代執行は、著しく危険な状態であるものを解体する。行政が代わって代執行をするわけですけども。当然その費用を徴収することが最終的な事務となってきますけども。そういった費用負担、費用徴収が見込めないという状況が明らかな場合でも行政として代執行せざるを得ないというふうな事例が県内に関わらず多くみられております。

〔7番 手塚英樹君〕 ということは今回の新しく緊急的に代執行ができるというような形ではありますが、そこにはこんなこと言うと大変あれなんですけど、どなたも、どなたもこれに対応しなかったということなんで、代金を請求する先がないかもわからない。戻って、その代金を支払ってもらえるものかというのが分からない状態の時でもやれるということになるんでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 詳細はちょっと説明申し上げられないんですけども、当然、所有者不明とかいろんな場合が想定されますけども、その相続管理者の方が特定できたとしてもその分の費用徴収が思うように進まないとかそういった事例は当然発生をしているようです。

〔7番 手塚英樹君〕 それではですね、今度新しく出てきました管理不全空家、なかなか分かりにくいんですけど、先程クローズアップ現代の方で斎藤先生のお話の中で、何となく空家というのがこれに当てはまるというような形でありましたけれど。実は国土交通省のこの法律改正の分に載っておりました資料を見ると、ガラス1枚が割れてでも管理不行き届き、不完全、管理不全家屋になるんだというような形の写真が載ってて、これはちょっと大変なことだなというふうに思いながら伺いいたします。それでは管理不全空家というかどうかというふうな形で考えればよろしいのでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 管理不全空家といいますのは、簡単に申し上げれば特定空家になる一步手前というところですけども、今回の法改正によって国が定義した管理不全空家は、壁や窓の一部が剥

がれたり、雑草が生い茂っている空家で、このまま放置されれば周囲に著しい影響を及ぼすような特定空家になる恐れがある空家のこと。漠然としますけども、全ての項目において特定空家の場合は著しく影響、有害、景観を損なうとかでしたけども、今回の管理不全空家は一部がというものが、著しくが全部が一部に変わってきております。そういったところで、今回の法改正のそもそもの目的は、増え続ける空家の中でも特定空家が増え続けることを抑制していくために、その前段階で行政による指導を市町村が行っていくというところを位置づけるために、この管理不全空家というものが明確に定義をされたと思っております。実際には公布は6月でしたけども、実際施行されるのは6ヶ月以内の12月中までには施行という形になります。それまでの間に国がこの詳細につきましての指針を出してきて町がその管理指針に基づいて管理不全空家をどの状態、どういった判定になれば管理不全空家として定義するのかというところを市町村がそれぞれ示していくことになろうかと思えます。

〔7番 手塚英樹君〕まさに今度のこの管理不全空家というものを考えると、実はこれを見て、私は家の周りをぐるっと回ったんですけど。全部空家のところがこれに値するような形になるのが現実であります。となると、となると、実はここまでは管理不全だ、特定空家だという話をしたわけですけども、この4番目に書いておりますけども、固定資産税の住宅用地特例として、今、現在我々は6分の1の減額を受けておりますけれども、このこれが解除になるという形でここには書かれております。この件についてはどういうふうな形のものになるんでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔木寺総務課長〕居住の用に供されております住宅が建っている土地を住宅用地と言いまして、その税負担を特に軽減する必要があることから地方税法等の規定により固定資産税の特例措置が設けられております。住宅用地はその面積により200㎡までの小規模住宅土地200㎡を超える分については一般住宅用地となりますけど、200㎡までの小規模住宅用地につきましては、議員仰られたように、固定資産税の課税標準額の本来の6分の1にという軽減。一般住宅用地につきましては、3分の1に減額をするという措置が行われております。これまでも特定空家においてですね、建っている住宅用地において住宅用地の軽減の特例措置を受けることができなくなって、6分の1の減額というものがなくなり、本来の税が課税されることになってます。今回の改正によって、この管理不全空家の場合にはですね、国が定める管理指針に即した指導を行っても改善されず、勧告を受けた場合、もう勧告ですね。勧告を受ける段階で、受

けた段階で、この6分の1減額は撤廃されると。通常の税負担を強いるということになります。国がこの6分の1減額を管理不全空家の勧告の段階で適用するということになりますと、ある面、住宅所有者にとっては強制力のある圧力が科されたという印象を持たれると思いますので、最終的な目的は特定空家にならないような管理と有効活用を図る工夫をしてくれということだと思います。

〔7番 手塚英樹君〕これちょっとまた出させて頂きましたけども、特定空家の指定の時と全く同じような形で管理不全空家の方も進んでいくという形で、強制代執行がないという形になるということでもよろしいわけですね。それではこの管理不全空家にならないためにはどういうふうにするか、もう大体頭の中で分かるんですけども改めて質問させていただきますけどもいかがでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔木寺総務課長〕所有者によります空家等の適切な管理につきましては、管理不全空家含めて国が指針を定めることとなっておりますので、その指針に即して空家の所有者または管理者は適切に管理を行っていくという責任があります。空家の管理につきましては、原則個人で、個人個人が行うものだと思いますけども、管理不全空家を規定して手遅れになる前に地方自治体が介入指導をしていく際に、公平性を保ちながら進めていくという面では非常に悩ましい一面を併せ持っているということも事実であります。所有者管理者に対しまして自分事として将来特定空家、管理不全空家になるかもしれない。それを避けるために日ごろから適切な管理を行ってもらえるよう行政としましては周知指導等を行っていく必要があると考えております。

〔7番 手塚英樹君〕この中では大体名義になると親御さんが名義になっていて子どもさんが跡を継ぐような管理をするような形になっている場合が多いかと思うんですけども。やはりこの中ではお父様、ご両親が生きていらっしゃる間に、この家はどうするんだというようなことはつきり打合せと言いますか、お話をすることも重要ではないかと思いますがいかがでございましょうか。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔木寺総務課長〕議員仰るように、終活じゃないですけども、家の終活っていいですか、そういった準備は当然必要かと思います。空家解体補助制度等でご相談に見える方々も様々ですけども、いろんなご心配を早め早めに行われた結果、解体除去を申出られる、そういった判定にならないかというご相談を受ける方もいらっしゃると思いますので、自分事として適切な管理を行って

いく、もしくは有効活用を図る、そういったところを早め早めに対応していただければというふうには思います。

〔7番 手塚英樹君〕ありがとうございました。本当に早め早めというのが重要だなというふうに思っております。これは世帯枠の話なんでございますが、相談窓口を作り、民間の空家専門アドバイザーが活躍されているそうであります。アドバイザーは所有者一人ひとりの希望を聞き、相続に悩む人には弁護士、賃貸に出したい人にはリフォーム会社や不動産会社につなぎながら個別の解決プランを作り上げます。所有者の料金負担はなく、会社はリフォーム解体を担った企業から紹介料を受け取る仕組みだそうです。私たちもこのような相談窓口が有田町の中には是非作って頂きたいなというふうに思いますし、この国土交通省の中にもNPOでもいいのでそういう形を作るべきだというふうな形も書かれておりました。最後になりますけども町長一言よろしくお願いいたします。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕今、議員ご提案のお話でございますが、先程お話もあったように全国空家アドバイザー協会というところが実はございまして、そこの今、専務理事と私ちょっと懇意にさせて頂いてます。そういったところで何か有田町としてできないかということで今水面下の方で動いておりますので、ぜひそういった取り組みをやっていきたいと思います。今、議員が今回、テーマに上げられているように特定空家とか管理不全空家というようなちょっとマイナス的なイメージがありますので、ぜひ重伝建地区ではありますが、何か空家を利活用できるような取り組みがないかということで今国交省の方とちょっと話をしております。何か形にできそうですのでそういったところも含めてやはり空家、特定空家を作らないということで我々もしっかり攻めながらしっかり先ほどの相談窓口等もどういう形がいいのか、例えば月の土日、この第3土日はここにおられますみたいな形でもいいのではないかとか、いろんなやり方はあると思いますので、我々もやはり空家一つでも減るように行政として精いっぱい努力をしていきたいと思っております。

〔7番 手塚英樹君〕本当に他人事ではないこの空家のお話であったかというふうに思っております。私も子ども達とも今から話をしなければいけないなというふうに思いますし、ぜひこの空家のことについては真剣にこれからのまちづくりの中の一つにもなりますので検討をよろしくして頂きたいというふうに思っております。ぜひ相談窓口ができることをお願いいたします。で、本日の一般質問を終わらせて頂きます。

〔今泉藤一郎議長〕 7 番議員 手塚英樹君の一般質問が終わりました。10 分間休憩いたします。

再開を14 時35 分といたします。

【休憩14：24】

【再開14：35】

〔今泉藤一郎議長〕 再開します。11 番議員 蒲原多三男君。

〔11 番 蒲原多三男君〕 11 番 蒲原多三男、議長の許可を頂きましたので一般質問をいたします。本日は1 点目、自治会等のデジタル化について。2 点は、グリーンライフポイント制度の導入の2 項目についてお伺いいたします。2040 年人口問題とは、1971 年から1974 年の第二次ベビーブームに生まれた団塊ジュニア世代が65 歳以上の高齢者になる年です。その頃にかけて人口減少、高齢化等の人口構造の変化が進んでおります。それは1995 年から2020 年の25 年間で生産年齢人口と言われる15 歳から64 歳が約1,200 万人も減少していたことが国勢調査で明らかになっております。これからの17 年、2040 年には、さらに生産人口が1,000 万人減るのが2040 年です。更新時期のきたインフラ等、多数のインフラ等が増えていき、支え手、担い手の減少など資源制約に伴い、地域社会の持続可能性に関する様々な課題が今後は顕在化していくものではないかと思われまいます。地域や組織の枠を超えた連携を長期的な視点で捉えていく地域コミュニティの形成が必要ではないかと思ひます。支え合いや人とのつながりも薄れゆく、私たちを取り巻く社会環境の変化の中で安全に安心して暮らせる地域を守る自治会等の役割は非常に大きいと思ひます。地域コミュニティの弱体化についての認識はどのようにお考えがあるか、まずお伺いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 お答えします。近年、少子高齢化、人口減少、ライフスタイルの変化等により、担い手不足により自治会活動の維持運営が以前よりも難しくなったという声はお聞きします。有田町に限らず全国の市区町村を対象に行われた平成29 年のアンケートでも、役員、運営担い手の不足、高齢化、近所づきあいの希薄化、自治会への加入率の低下などの課題が多く上げられております。有田町にも8 月の総区長会におきまして、各地区の今後の運営、活動の参考として頂くことを目的に、区長さんとか、役員の選出方法や人数、区費、自治会への加入、その他のことにつきまして、総区長会と町と連名で各地区へアンケート調査を行ったところで

す。現在集計中でありますけども、その中では役員の成り手が少なく、役員選出に大変苦勞をしていると。自治会の必要性を住民の方に理解してもらえず自治会に加入しない人が出てくる。人口減少と高齢化により、町や地区の行事やイベント、区役等の実施が困難になってきている等の意見が出てきております。地域社会の中で自治会に求められることに対して自治会の対応能力が減退してきているということも事実かと思ひますし、今後の自治会の在り方そのものが懸念される状況にあると認識をしております。

〔11番 蒲原多三男君〕ありがとうございます。情報共有手段の効率化を図って、現役世代、若者の自治会等への積極的な参加を促していく観点から市町村を通じて地域活動のデジタル化として国も推し進めていくようです。今も町も総区長さん、区長さんと連携を取るという話はされましたが、今後を考えて電子回覧板やオンライン会議、また災害時における安否確認などの活用にデジタル化効果が上がっていくとの視点で取り組んでいくのはいかがでしょうか。また、地域コミュニティ維持のための支援も、現在も、町としても考えられてはおると思いますが、今後の取り組みも重ねて伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔木寺総務課長〕自治会のデジタル化につきまして、先程、電子回覧板とか、オンライン会議の導入ということで、ご紹介がありました。自治会を取り巻く環境が様変わりをしてきております。自治会運営が厳しい状況になっているというところで、町としましては、できるだけ自治会運営の負担を軽減して頂くために、今年8月から、これまで月4回配布をさせて頂いておりました回覧板を、まず月2回に減少、見直しをしました。そして、町のホームページ上にWeb回覧板という形で月2回回覧を出させて頂いている内容をWebで紹介をしております。回覧板を見過ごしたという方については、町のホームページ上で有田町Web回覧板というところをクリックして頂ければご覧頂けるようになっております。これは一例ではありますが、コロナ禍で生活様式が様変わりをしまして、住民の意識もさらに多様化している中で、持続的に自治会運営、地域コミュニティを形成するために自治会運営の負担軽減につながる行政としてできる支援を引き続き検討、実施していきたいと考えております。

〔11番 蒲原多三男君〕分かりました。現在進行形で人口が減少していく中、さらに高齢化が進む中で、地域では地域のいろんな役員として動ける方も少なくなる中、今現在の地域コミュニティの維持は難しくなっていく面も出てくるのではないかと思います。自治会や地域の役員、運営の担い手不足、加入率の低下などによりまして、活動範囲の縮小停滞に陥ることも今後あ

りうるのではないか。一つの例として言いますならば、市町村におきまして、地域担当職員制度の導入とか、外部人材の活用で行政協力業務を横断的な見直しをしたらどうかと思います。先程述べました、デジタル技術の活用で住民同士や広域的活動をしている様々な事業主体と地域住民の情報交換の場を作るなど柔軟な連携のできるデジタル化を通して地域コミュニティの再構築へとつながらないかと私は考えますが、いかがお考えでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔木寺総務課長〕現在の自治会運営において、多くの地区が若年層の活動参加をどうしたら促していけるのかというところが大きな問題かと思っています。その上では自治会運営の効率化を図ることは重要で。そのためにデジタル化を活用するということは進めていくということは有効だと考えております。ただ、一方では自治会が多世代に渡る地域運営ということを考えますと、デジタル化を推進する一方では住民の方を取り残さないリアルな取り組みというものも当然必要で、そのバランスが重要かと考えます。地域活動のデジタル化は、あくまで自治会等の自主的判断になると考えますけども。行政としては、地域の実情を踏まえ自治会活動をサポートしていくことが重要と考えます。私たち、自分や家族が安心して暮らすことができ、また災害への対応等も考える時、コミュニティの大切さを認識することはできると思います。決して、地域コミュニティは自分とは無縁なものということにはなりません。地域コミュニティ自治会がしっかりして良かったと思えるような活動となるためにも、自治会そのものの情報、活動を見える化していくこともまた求められている、若者の参加を促すためには求められていることかなというふうには思います。実際、職員の自治会への関わりにつきましては、今現在も多くの職員が地区の役を引き受けたりということで活動を行っていると思いますけども。地域担当職員という制度につきましては、今現在想定はしておりませんが、今後の地域コミュニティの在り方を考える上では一つの対策となるかなと思いますので、認識しておきたいというふうに考えます。

〔11番 蒲原多三男君〕ありがとうございます。地域住民の皆さんがより安全に安心して暮らせる共助の仕組みづくりもより必要になってくるかと思っています。今後の様々な工夫、行動、組み立てに期待して次の質問に移りたいと思います。2点目の気候変動が、さらに異常気象が特にここ数十年取り上げられております。あらゆる面に影響の大きいCO₂からの脱炭素を進めるためのグリーントランスフォーメーション実行会議を政府が7回目、先月開催をしております。蓄電池や半導体、水素関連装置など、GXに欠かせない分野の国内生産を支援するもので

す。この年末までに金融、産業、暮らしなど、分野別投資戦略について年末までに先行5ヶ年のアクションプランを取りまとめるよう総理も指示を出しているところであります。地域のグリーントランスフォーメーションということについて、町長のご所見がありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕まず、グリーントランスフォーメーションとはということで、温室効果ガスの排出原因となっている化石燃料などから太陽光、風力、地熱、そしてバイオマスといった再生可能エネルギーへ転換し、経済社会システム全体の変革を目指すというものでございます。有田町としては、やはり化石燃料というか、化石原料を使って有田焼で400年成り立ってきた町でありますので、私はこのことに関しては、非常に有田町として使命感をもって取り組むべきだと思っております。400年間化石を生業としてきた町でありますから、今後は地球にどう我々が優しく接することができるのかなと思っております。このあといろいろ質問あると思いますが、やはり私としては今回のグリーントランスフォーメーション、今、SDGsとか、ESGとかいろんな言葉が出ておりますが、そのような中でやはり今後は地球にやさしいという取り組みをどう取り組んでいくかというのも我々小さな自治体ではありますがしっかりと捉えるべき課題と思っております。

〔11番 蒲原多三男君〕ありがとうございます。温室効果ガス排出減を私たちの生活で見えて見ますと、衣食住の分野でほぼ6割以上を占めると言われております。環境省が推奨している5つの分野があります。全部は細かくは言いませんが、食、衣、循環、住まい、移動。例えば食でしたら、販売期間切れ間際の商品を購入。地産地消の食材を購入。飲食店で食べきれなかった料理を持ち返る。衣類、店舗で要らなくなった服を回収する。あるいは購入する際に持続可能な、あるいは再利用できる、あるいは古着の購入等、循環等につままして前から言われておりますが、プラ製の使い捨てスプーン、ストローを受け取らない。他にも多々ありますが、こういうものを私たちの身近にあるということを認識するということも大事になってくると思います。生活面から主に見まして、町の役場前の、役場内の仕事の見方ではなく、また当然違った面も多々あると思います。何か例としてありましたらお尋ねしたいと思いますが、グリーンライフの取り組みとしての現況がありましたら、また町民に向けたライフスタイルの転換等の取り組みは現状はどうなっているかお尋ねしたいと思いますがいかがでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕住民環境課長。

〔柴田住民環境課長〕お答えします。グリーンライフの取り組みにおきまして、町での取り組みと
いうことですが、町としましては、脱炭素と経済活性化を同時に実現する持続可能な未来へ向
けた取り組みの一つとして、現在、剪定枝や草類を焼却せずにオガクズにすることでCO₂削
減につながる剪定枝草類破碎処理施設を建設しているところでございます。これは国が目標と
しています2030年温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標にも繋がっ
ていると思っております。以上でございます。

〔11番 蒲原多三男君〕よかったらマスク取ってもいいですよ。私が言うことやなかばってん。
町民の行動変容とか、行動意識、ライフスタイルの少しずつでもの変化と思いつながってい
く一つの進め方としてライフポイント制度の導入をやり始めているところもあります。環境に
配慮した製品やサービスの選択といった消費者の行動に対してのものです。先ほど言いました
5つの分野、食、住まい、衣類、循環、移動等です。現在、それぞれの店舗が実施しているポ
イント制度にグリーンライフポイントを上乘せるものです。既にポイント制を行っている企
業との連携でその導入について現時点の現況とお考えがありましたらお尋ねしたいと思いま
す。

〔今泉藤一郎議長〕住民環境課長。

〔柴田住民環境課長〕お答えします。まず、グリーンライフポイント制度というものが今出てきま
したので、今、環境省の方が食と暮らしのグリーンライフポイント推進事業というのを行って
おられ、その事業に企業などが取り組んでおられます。少し、この事業の目的なんですけれど
も、環境に配慮した製品やサービスの選択等の国民の環境配慮行動に対し、企業や地域等がポ
イントを発行する取り組みを一気に拡大することにより2030年温室効果ガス46%削減、
また食品ロス半減、またワンウェイプラスチック25%排出抑制などのための必要なライフス
タイル転換を加速すること及び環境配慮製品、サービス等の市場拡大によるコロナ禍からのグ
リーンリカバリー、地方活性化を促進する事業となっております。全国では、現在この事業に
48の企業などが参加を、実施をされておられます。全国に渡る事業や一県下に渡っている事
業で取り組まれており、先程、議員さんから仰られました取り組みの内容としましては、店舗
でのプラスチックのスプーンやフォークを受け取らないことに対してポイントが付与されると
かですね、回収ステーションで古着の持ち込みをしてポイントが付与されるというものなどが
ございます。現在、ポイントを、このように取り組まれる、この事業に取り組まれている企業
につきましては、1企業等で実施をされているところでございます。町としましては、このポ

イント制度の現在、グリーンライフポイント制度の導入は現在のところ考えておりませんが、先進的な事例や県下の状況等を見まして今後必要に応じて考えていきたいと思っております。以上でございます。

〔11番 蒲原多三男君〕ありがとうございます。私たちの生活に密接にかかわる幅広い分野でポイント制度が考えられます。未だ全国の少ない県、市レベルの実施ですが、時の流れ時代の流れを思うと、このことは必ず広まっていくことだと私は考えます。今からの心構えを持っていくべきことではないかと再度申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔今泉藤一郎議長〕11番議員 蒲原多三男君の一般質問が終わりました。以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

【散会14：58】